

議員提出議案第1号

富山県議会会議規則一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提案理由を付け提出します。

令和6年3月22日

富山県議会議長 山本 徹 殿

提出者 富山県議会議員

渡 辺 守 人

川 島 国

火 爪 弘 子

武 田 慎 一

永 森 直 人

岡 崎 信 也

藤 井 大 輔

瀬 川 侑 希

澤 崎 豊

庄 司 昌 弘

佐 藤 則 寿

富山県議会会議規則の一部を改正する規則

富山県議会会議規則（昭和32年富山県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第130条・第131条」を「第130条—第132条」に改める。

第10条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

第10条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第109条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第130条を次のとおり改める。

（電磁的記録による作成等）

第130条 この規則の規定（第28条第1項（第84条において準用する場合を含む。）を除く。）において議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）が文書等（法第138条の2第1項に規定する文書等をいう。以下同じ。）を作成し、又は保存すること（以下「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録（法第100条第15項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなす。

第131条を第132条とし、第130条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による通知）

第131条 議会等に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定

にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法（以下「オンライン手続」という。）により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、オンライン手続により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該オンライン手続により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項のオンライン手続により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなす。
- 4 第1項又は第2項のオンライン手続により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第41条第3項及び第125条の規定による議員に対する通知にあつては、議長が定めるところにより、当該通知をすべき事項の電磁的記録について、議員が閲覧し、又はその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置がとられた時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項のオンライン手続により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。
- 6 通知のうち第1項又は第2項のオンライン手続により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると議長が認める場合には、当該部分については、前各項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

富山県議会会議規則に定める手続について、オンラインによる方法により行うことが可能となるよう必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行うものである。